

第 5406 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月12日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 税務署OBの規制

Q：退職した税務職員が税理士になった場合には、何か規制があると聞いたのですが、どんな規制があるのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

税理士法42条では、国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となったものは、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでないとして税務署OBの業務を制限しています。

これは、税務署を退職して税理士になった者が、退職時の地位縁故を利用して不当に業務の拡張を図るといったことがある場合には、税理士業界内部の秩序に少なからざる混乱を招くことが懸念されるほか、社会一般から無用の疑惑をもたれないとも限らない、しかしながら、厳正に公務を執行してきた退職職員に対して余りに厳しい制限を設けることは適当でないということから、離職後1年間に限って税理士業務を制限することとされたということです。

なお、違反者には、税理士法上の懲戒処分（①1年以内の税理士業務の停止又は②税理士業務の禁止）や、罰則規定（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されることになっています。

